

# 令和8年度版 喬木村補助制度等の概要

村等が行う補助制度等の概要は次のとおりです。各種補助制度等の詳細や手続きについては、各担当課までお問合せください

新規追加された補助金は【R8新規追加】、内容を変更した補助金は【R8内容拡充】・【R8要件見直し】等と表示し該当箇所を朱書き太字にしています。

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
定住促進	1	定住促進就業祝金	村内に定住をした新規学卒者への就業祝金	一律50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒から3年以内に事業所等に就業し村内に居住する者であって、就業後1年を経過し引き続き就業している者</li> <li>申請は就業後1年6ヶ月以内</li> </ul>	産業振興課
	2	UIJターン就業・創業移住支援事業	東京圏等から村内に定住し、就業または創業した者	単身世帯 600,000円 2人以上世帯 1,000,000円 (18歳未満の帯同者一人当たり1,000,000円を加算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票を移す直前の10年間に通算して5年以上東京圏、愛知県、大阪府に在住し、かつ、就労していた者</li> <li>申請時転入後3か月以上1年以内であること</li> <li>5年以上継続して居住する意思があること</li> <li>県のマッチングサイトを通じて就労したこと、または、ソーシャル・ビジネス創業支援金の交付決定を受けていること 等</li> </ul>	企画財政課
	3	喬木村就職・移住学生支援事業補助金	就職活動に関する規定に沿った活動に要した交通費及び移転費	交通費 一律8,500円 移転費 (次の①又は②) ①最低限の実費分であることを証明できる場合 一律160,000円 ②最低限の実費分であることを証明できない場合 一律66,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時において、本部が都内にある大学等の東京圏内にあるキャンパスに原則として4年以上在学する卒業年度の学部生であって、村に移住・就職する者(就業に関する条件有)</li> <li>交通費、移転費共各一人1回に限る</li> </ul>	企画財政課
	4	奨学金返還支援助成金	奨学金の返還費用のうち、前年度中に本人が返還した額(他の助成を受けている場合は、上記の額から減算)	対象経費の1/3 【限度額】100,000円 ※喬木村消防団で活動している場合1/2【限度額】150,000円) 助成期間：10年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田下伊那地域外の高校や大学等に進学して奨学金の貸与を受けた方</li> <li>喬木村に居住している方</li> <li>初回の申請年度において30歳以下の方</li> <li>前年度に自ら奨学金を返済している方</li> <li>奨学金の返還に対し、返還額を上回る助成を他から受けていない方</li> <li>村税に滞納がなく、公務員でない方</li> </ul>	企画財政課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
定住促進	5	結婚新生活支援事業	新居の住居費（購入費、家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用）と新居への引越費用を合わせた経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費の実費か300,000円のいずれか低い金額（ただし、婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、補助対象経費の実費か600,000円のいずれか低い金額）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請年度の前年度の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</li> <li>婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること</li> <li>対象となる住居が村内にあり、申請時に住民票の住所が当該住居の住所になっていること。</li> <li>前年分の夫婦の合計所得が5,000,000円未満であること。</li> <li>夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得から当該奨学金年間返済額を控除した所得額が5,000,000円未満であること。</li> <li>他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。</li> <li>過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</li> </ul>	保健福祉課
	6	住宅新築補助	村内に自ら居住するための住宅の建築及び造成等、住宅機能に不可欠な設備等の工事に係る経費	基礎補助金額200,000円以下に該当する場合はそれぞれの金額を加算する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得前後1年以内に村外から転入し、転入前1年間は本村に住民登録されていない場合100,000円</li> <li>村内業者による施工箇所がある場合100,000円</li> <li>申請世帯に中学3年生以下の子がいる場合100,000円</li> <li>富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地区に住宅を新築した場合100,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年以降に村税務係の家屋評価が済み、新築軽減措置を受ける見込みがある新築住宅。</li> <li>世帯全員に、現在居住している市区町村において、税及び使用料の滞納がない者。</li> <li>自治組織（区、自治会及び隣組等）に加入し、地域の行事に積極的に参加する者。</li> </ul>	建設環境課
	7	住宅用地取得補助金	住宅用地の取得に要する経費	取得価格の1/3以内 【限度額】600,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地を取得後2年以内に住宅建築に着手又は土地付建売住宅を取得した者。</li> <li>中古住宅の取得前後1年以内に当該住宅用地を取得した者。</li> <li>着手又は取得した日から1年以内に申請する。</li> <li><b>交付決定後5年間居住すること。</b></li> </ul>	建設環境課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
定住促進	8	空家活用補助 【R8要件見直し】	空き家データベースに登録した 空き家改修経費	改修費の1/2以内 【限度額】500,000円 ※ただし、区が所有権又は使用権を有する空き家については1,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喬木村空き家情報活用制度の物件所有者又は利用登録者若しくは区長</li> <li>・改修費は村内業者による施工箇所があること。</li> <li>・改修費、処理費とも1戸につき1回の補助。</li> <li>・<b>売買の場合は、契約後おおむね1年以内に申請。</b></li> </ul>	建設環境課
			空き家データベースに登録した 空き家の不要品処理に要した経費	不要品処理費の1/2以内 【限度額】100,000円		
	9	老朽危険空家解体補助	老朽危険空家の解体に係る工事費 (以下のいずれかに該当する工事を除く。 ・補助金の交付決定前に着手した工事 ・国、県等から補助金以外の財政上の支援を受けることができるもの ・対象空家等の一部のみを除却するもの ・舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事 ・舗装、浄化槽等の地下埋設物等の除却工事 ・家財道具の撤去、運搬及び処分費用)	工事費の1/2以内 【限度額】1,000,000円	<p>①対象空家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された建築物で1/2以上が居住用であること。</li> <li>・空家等対策特措法による勧告の対象となっていないこと。</li> <li>・個人所有であること。</li> <li>・所有権以外の権利（土地に係る権利を除く。）が設定されていないこと。</li> <li>・故意に破損させたものでないこと。</li> </ul> <p>②補助対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象空家等の所有者又はその相続人</li> <li>・対象空家等が共有である場合は、除却について、共有者全員の同意を得た方</li> <li>・市区町村税を滞納していない方 等</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査による老朽危険空家判定が必要</li> <li>・補助支出は翌年度</li> </ul>	建設環境課
10	空家等解体補助金 【R8新規追加】	老朽危険空家以外の空家等解体に係る工事費	工事費の1/2以内 【限度額】250,000円	<p>①対象空家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2以上が居住用として使用されていたもので、1年以上使用されていないこと。</li> <li>・個人所有であること。</li> <li>・所有権以外の権利（土地に係る権利を除く。）が設定されていないこと。</li> </ul> <p>②補助対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象空家等の所有者又はその相続人</li> <li>・対象空家等が共有である場合は、除却について、共有者全員の同意を得た方</li> <li>・市区町村税を滞納していない方 等</li> </ul>	建設環境課	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
自治会	11	地域集会施設等公共施設の増改築補助金	地域集会施設等の増改築に要する経費	工事費の1/3以内 【限度額】1,000,000円	・工事費200,000円以上、再度交付を受ける場合は5年経過後 ・地域集会施設等公共施設と一体の駐車場整備も含む	総務課
	12	地域集会施設等公共施設の水洗化促進	排水設備工事に要する経費	・地区の会所及び消防詰所（各地区とも1棟ずつ）工事費の5/10以内 ・地区で所有する上記以外の集会施設、公園 工事費の1/4以内	・工事費の範囲 管路、トイレ改修、衛生器具	総務課
	13	地域集会施設等公共施設の耐震改修の促進補助金	災害時の避難所となるべき地域集会施設等公共施設の耐震改修に要する経費	事業費の2/3以内 【限度額】2,000,000円		総務課
	14	コミュニティ助成事業（宝くじ補助金）	事業の実施に要する経費	1. 一般コミュニティ助成事業 1,000,000円～2,500,000円 2. コミュニティセンター助成事業 3/5以内【限度額15,000,000円 3. 地域防災組織育成助成事業 事業区分により 100,000～2,000,000円 4. 青少年健全育成助成事業 300,000円～1,000,000円 5. 地域づくり助成事業 ソト事業5,000,000円、 その他10,000,000円 6. 地域の芸術環境づくり助成事業 5,000,000円 7. 地域国際化推進助成事業 2,000,000円	・宝くじの広報表示を行うこと。 ・その他、詳しくはコミュニティ助成事業実施要項による。	企画財政課 （自治総合センター）

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
15	消防施設の整備補助金	区で設置する貯水槽	事業費の20%以内	20m <sup>3</sup> 以上の貯水槽	総務課
		区で設置する消火栓	・消火栓本体は村負担 ・工事費は地元負担 ・附属器具等は50%以内	既設水道に対する消火栓の新設	
		区で設置する消防施設	事業費の50%以内		
		その他の消防施設で村長が必要と認めるもの	事業費の50%以内		
16	自主防災組織の施設・備品の整備補助金	備蓄倉庫、資機材倉庫	事業費の50%以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区又は自治会を単位とする自主防災組織に限る</li> <li>・工事費を含む。</li> <li>・1点価格10,000円以上の備品とする。</li> <li>・ラジオ、ヘルメット、ベストについては一式で1点とする。</li> </ul>	総務課
		電池メガホン、トランシーバー			
		担架、強力ライト、テント、避難誘導標識、小型発電機及び投光器			
		給水槽（500L以上）、炊き出し用具（5升炊き以上）			
		除雪機、スノープラウ			
		テレビジョン、ラジオ			
ヘルメット2,000円以内、ベスト3,500円以内					
17	地域避難施設の整備補助金	地域防災計画の避難施設の新築、改築、増築に要する経費	事業費の50%以内 ただし、対象戸数50戸以下の施設は60%以内とする。 【限度額】20,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の取得費用は含まない。</li> <li>・既存施設の解体費用を含む。</li> <li>・工事費1,000,000円以上</li> </ul>	総務課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
消 防 ・ 防 災	18	木造住宅耐震補強事業	<p>(1) 耐震診断士による耐震診断事業に基づき実施した耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超える当該耐震補強工事を、既存木造住宅の所有者が行う当該事業に要する経費（工事費、設計及び補強計画に要する費用に限る。）</p> <p>(2) 既存木造住宅に対し、村が実施した診断士による診断の結果、総合評点が1.0未満のものについて、所有者が行う除却工事に要する経費</p>	<p>対象経費の4/5以内</p> <p>【限度額】 既存木造住宅の耐震補強工事に要する経費 1,150,000円</p> <p>既存木造住宅の除却工事に要する経費 978,600円</p>		建設環境課
	19	地区防災研修会講師謝金	地区防災研修会に係る講師費用	<p>対象経費の全額</p> <p>【限度額 15,000円】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から講師へ直接謝金支払い方式</li> <li>・地区防災研修会における講師を依頼したい場合は、総務課へ要事前相談</li> </ul>	総務課
	20	防災士資格取得支援補助金	防災士研修センター等の講座受講料、教材費、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録申請料（初回のみ）及び交通費	<p>対象経費の全額</p> <p>【限度額 50,000円】</p>	長野県自主防災アドバイザーとして登録できる者であって、村の自主防災組織と連携して活動できる者	総務課
	21	被災者生活再建支援制度補助金	被災者生活再建支援法の適用対象とならない住家の全壊及び半壊した世帯	被災者生活再建支援制度補助金交付要綱による（281,250～3,000,000円）	被災者生活再建支援制度補助金交付要綱による	総務課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
防犯・交通安全	22	特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金	自動録音機能等特殊詐欺被害を防止するための機器の購入や設置に要した費用	対象経費の2/3 【限度額 5,000円】	・村内に居住する満65歳以上の者 ①被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの ②電話機に接続して用いる装置であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもので被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断するもの ・対象者が属する世帯につき、①と②それぞれ1台まで	総務課
	23	防犯灯設置及び維持補助金	防犯灯の新設・更新	事業費の50%以内	・公共の場所に設置したもの	総務課
			防犯灯の維持	電気料年額の50%以内	・公共の場所に設置したもの（区等が維持するものを除く。）	
24	自転車用ヘルメット購入費補助金	安全認証等を受けた自転車用ヘルメットの購入費用	購入費用の1/2以内 【限度額 3,000円】	村内に住所を有し、現に居住している者	総務課	
健康	25	国民健康保険健康診査	人間ドック受診に要する経費	検査料金の7/10以内 【限度額】 15,000円 (受診券利用者 10,000円)	国民健康保険の被保険者	保健福祉課
	26	国民健康保険出産育児一時金	国保加入者で、出産をされた方へ一時金を支給	一律 500,000円	国民健康保険の被保険者の方で出産された方	保健福祉課
	27	国民健康保険葬祭費	国保に加入されていた方の葬祭を行った方へ支給	一律 50,000円	国民健康保険の被保険者の葬祭を行った方	保健福祉課
	28	後期高齢者医療健康診査	人間ドック受診に要する経費	1件 15,000円	後期高齢者医療の被保険者	保健福祉課
	29	後期高齢者医療葬祭費	後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭を行った方へ支給	一律 50,000円	後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭を行った方	保健福祉課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
30	不妊症及び不育症治療費助成事業	不妊症及び不育症に係る保険診療外の検査費及び診療費	1/2以内 【限度額】100,000円 【助成回数】1年度1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の双方または一方が申請時より1年前から村内に住所を有する方。</li> <li>・医師の診断をうけた不妊・不育に係る検査費及び治療費は、保険適用にかかわらず補助対象。</li> <li>・文書料、入院時の食事代、差額ベッド代その他治療に直接関係のない経費は補助対象外。</li> <li>・長野県が実施する不妊治療費助成事業などの補助金のほか、高額療養費や他団体からの助成がある場合はその分を減額。</li> </ul>	保健福祉課
31	肺炎球菌予防接種費用助成	65歳になった方が受ける肺炎球菌予防接種に係る費用	予防接種に要した費用の内自己負担4,000円を除いた費用 【助成回数】1人1回まで	生活保護者等は自己負担無し	保健福祉課
32	インフルエンザ予防接種費用助成	65歳以上の方及び一定の基準を満たす方が受けるインフルエンザ予防接種に係る費用	予防接種に要した費用の内自己負担2,000円を除いた費用 【助成回数】1年度1回まで	生活保護者等は自己負担無し	保健福祉課
33	新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成	65歳以上の方及び一定の基準を満たす方が受ける新型コロナウイルス感染症予防接種に係る費用	予防接種に要した費用のうち、自己負担3,000円を除いた費用 【助成回数】1年度1回まで	生活保護者等は自己負担無し	保健福祉課
34	带状疱疹ワクチン予防接種	対象者が受ける带状疱疹ワクチン定期接種に要する費用	带状疱疹ワクチン定期接種に要する費用のうち、自己負担額を除いた費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組換えワクチン2回接種 自己負担1回10,500円</li> <li>・生ワクチン 自己負担1回4,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種する年度内に65歳となる方</li> <li>・60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方</li> <li>・令和7年度から令和11年度までの経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方</li> </ul>	保健福祉課
35	歯科健診費用助成事業	指定医療機関での歯科健診に係る費用	歯科健診に要する費用の内自己負担1,000円を除いた費用 【助成回数】毎年度1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有し、受診日の属する年度の末日において20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の方</li> <li>・飯田歯科医師会所属の歯科医院で村発行の問診票・診査票を持参し受診する</li> </ul>	保健福祉課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
健康	36	後期高齢者歯科口腔健診 【R8要件見直し】	指定医療機関での歯科口腔健診に係る費用	歯科口腔健診に要する費用 【助成回数】 1回	・前年度に75歳・80歳を迎えた方 ・前年度に76～79歳を迎えた方のうち、生活習慣病の治療を受けており、かつ一定期間歯科医療受診がない方	保健福祉課
	37	特定健康診査費用助成	40～74歳の国民健康保険対象者が受ける特定健康診査費用	健康診査に要した費用のうち、自己負担分を除いた費用 村集団健診：3,000円を除いた費用 個別健診：3,500円を除いた費用	・健診内容 村集団健診：健康診査に心電図及び眼底検査を含む 個別健診：健康診査に心電図を含む	保健福祉課
	38	基本健康診査費用助成	39歳以下及び後期高齢者医療保険加入者が受ける村の集団基本健康診査費用	村が実施する集団基本健康診査に要した費用の内自己負担2,200円（後期高齢加入者は500円）を除いた費用		保健福祉課
	39	各種がん検診費用助成	各種がん検診対象者が受ける村の検診に係る費用	村が実施するがん検診に要した費用の内各検診で定める自己負担額を除いた費用		保健福祉課
	40	骨髄バンクドナー助成	骨髄等の提供に係る通院等に要した経費	①ドナー：20,000円/日 ②ドナーを雇用する事業所：10,000円/日 ※①②とも10日以内	骨髄等の提供を完了し、その証明書等を交付された者で村内に居住し住民基本台帳に記録されている者	保健福祉課
	41	アピアランスケア助成	がん治療を受けた又は受けられている方が購入した頭髪補整具、乳房補整具、その他の医療補整具の経費	対象経費の1/2 【限度額】 20,000円 【助成回数】 対象者1人につき、対象経費の区分ごと1回（乳房補整具については右房、左房ごとに1回）	・助成金の対象となる補整具の申請日に村内に住所を有する者。 ・がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた者又は現に受けている者	保健福祉課
子育て	42	児童遊園、運動広場設置	地区で児童遊園及び運動広場の造成又は設備の設置に要する経費	事業費の1/3以内 【限度額】 3,000,000円	・330㎡以上の面積を有していること。 ・広場、便所、さく、砂場、水道等を設置するものであること。	保健福祉課
	43	出産祝金	出産された方に祝金を支給	出生子1人につき100,000円	・喬木村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意思があり、喬木村で子を養育する父母 ・支給日から3年以内に喬木村外に転出された場合は、その全額を村に返還。	保健福祉課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
子育て	44	定期予防接種費用助成	お子さんが定期接種として受ける予防接種に係る費用	予防接種に要した費用		保健福祉課
	45	福祉医療費給付金 【R8内容拡充】	18歳以下のお子さん、重度心身障害者、母子及び父子家庭の父母が受ける、保険適用医療費	1レセプト300円を差し引いた額 ※高額療養費等の給付がある場合はその額を除く ※18歳以下のお子さんについては、令和8年8月診療分から完全無料化	重度心身障害者及び母子及び父子の父母については所得要件あり	保健福祉課
	46	母乳相談等助成 【R8内容拡充】	出産後の母親が受ける母乳相談等必要な保健指導に要する費用	1回2,000円×3回(6,000円) (母親1人につき3回)	お子さんが1歳6ヶ月になるまでの間	保健福祉課
	47	妊婦健康診査費用助成	妊婦健診に要した費用	基本的な妊婦健診(14回分及び諸検査127,740円)		保健福祉課
	48	妊婦歯科健診費用助成	妊娠中の者が受ける歯科健診に要する費用	歯科健診に要する費用の全額 (年度中1人1回)	村内に住所を有する妊婦	保健福祉課
	49	乳児一般健康診査費用助成	生後1か月のお子さんが受ける健康に要した費用	健診に要した費用	村内に住所を有する乳児	保健福祉課
	50	産婦健康診査費用助成	出産後間もない母親の産婦健康診査費用	おおむね産後2週間及び産後1か月の2回(5,000円×2回)	村内に住所を有する出産した産婦	保健福祉課
	51	妊婦のための支援給付金	妊婦支援給付金	1回目：妊娠届時に50,000円 2回目：出産予定日の8週前に胎児1人当たり50,000円	村内に住所を有する妊婦	保健福祉課
	52	新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査の費用	新生児1人につき1回 【限度額】5,000円	村内に住所を有する新生児	保健福祉課
	53	妊婦初回産科受診費用補助金	初回産科受診料補助	年度1回【限度額】10,000円	村内に住所を有する住民税非課税世帯、生活保護世帯	保健福祉課
54	RSウイルス母子免疫ワクチン 【R8新規追加】	対象者が受けるRSウイルスワクチン定期接種に要する費用	予防接種に要した費用	村内に住所を有する妊娠28週0日から妊娠36週6日の方	保健福祉課	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
子育て	55	妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費支援事業補助金 【R8内容拡充】	遠方の分娩取扱施設等までの交通費の補助	移動に要した交通費の8/10 ・出産 ・妊婦健診（上限14回） ・産婦健診（上限2回） ・乳幼児健診（上限6回） ・不妊治療（上限5回又は10回）	村内に住所を有する者で、自宅（又は里帰り先）から出産、妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、不妊治療のために概ね60分以上の移動を要する方及び、医学的な理由等による最も近い周産期センターまで概ね60分以上の移動を要する方。	保健福祉課
	56	産前産後家事育児支援事業 【R8新規追加】	妊娠および生後12か月未満の子の育児での家事育児サポート料の一部補助	10,000円（1,000円分の助成券×10枚）	村内に住所を有する妊婦および生後12か月未満のお子さんを子育て中の方	保健福祉課
福祉	57	病人等移送専用タクシー利用補助金	ストレッチャー装着者及びリクライニング車いす対応車利用に要する経費	利用者負担額の1/2 【限度額】10,000円		保健福祉課
	58	高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金	ハンドル形電動車いす購入に要する経費	補助対象経費の1/6以内 【限度額】50,000円		保健福祉課
	59	介護用品給付事業	介護保険要介護認定者を在宅において介護している者の紙おむつ、尿取りパット購入費	年額50,000円（5,000円×10枚）	当村に住所を有する住民税非課税世帯の者で、介護保険の要介護度4及び5に認定された者と同居しその者の介護をしている者	保健福祉課
	60	緊急通報サービス事業	村指定事業所が提供する緊急通報サービス（緊急通報装置、ペンダント型無線発信機、安否確認センサー、健康相談等）の利用経費	緊急通報サービス利用に要した費用のうち、自己負担分(※)を除いた費用 ※自己負担額 (1)警備業法上の機械警備業務月額1,000円 (2)その他の高齢者安否確認業務月額500円	村内に住所を有し、同一敷地内に親族等が居住していない次のいずれかの者 ・概ね65歳以上のひとり暮らしの者 ・重度心身障がいをもつひとり暮らしの者 ・高齢者2人世帯で、一方が要介護認定を受けている者 ・その他村長が特に必要と認める者	保健福祉課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
福祉	61	地域介護予防活動支援事業運営費補助金	(1)住民主体で取り組むサロン活動に係る経費 (2)配食サービスその他高齢者の見守り機能を果たす活動に係る経費	(1)サロン活動1開催につき5,000円。参加人数20名以上の場合、20名を超えた参加者1名につき200円加算。 (2)活動年間実施回数 10回から20回まで 50,000円 21回から30回まで 75,000円 31回から40回まで 100,000円 41回から50回まで 125,000円 51回以上 150,000円	村民の主体的な互助活動を基本とし、当該事業の持続を念頭において取り組む村民団体、民間非営利団体等 (特定の宗教及び政治上の組織・団体又は営利を目的とする組織・団体は除く)	保健福祉課
	62	介護予防・生活支援サービス事業補助金	住民主体による訪問型サービス事業の実施に係る経費	・事務費 利用実人数9人以下 18,000円 利用実人数10人以上 36,000円 ・コーディネーター人件費 利用実人数2人以下 36,000円 利用実人数3～9人 120,000円 利用実人数10人以上 240,000円 ・ボランティア奨励金 1,500円/回 ・自動車保険料 法人所有車両(日額)1,150円/台 個人所有車両(日額)400円/台 ・事務所借上料 家賃の1/3以内 ・団体立ち上げ経費 100,000円	次に掲げる要件をいずれも満たす団体 ・自治会などの地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他公共の利益を目的とした団体 ・村内で活動し、村が実施する生活支援・介護予防サポーター養成講座、安全運転講習等受講修了者を含み、介護支援専門員と協議するためのコーディネーターを1人以上配置する団体 ・公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行わない団体	保健福祉課
	63	徘徊高齢者等位置情報サービス導入費用補助金	GPSを用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の経費 (1)GPS端末の本体及び付属品(一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く)の購入に要する経費 (2)GPS端末の送料 (3)位置情報検索サービスの導入に要する手数料	対象経費のすべて 【限度額】10,000円	・村内に住所を有し、在宅で生活している方 ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けており、所在不明になるおそれがある方 ・村税及び介護保険料の滞納がない方	保健福祉課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
64	社会福祉施設整備事業	国の補助を受けて、社会福祉法人が行う社会福祉施設の新築・改築・増築及び大規模改修に要する経費のうち国庫補助基本額	基本額の1/8以内	・ 障害者施設を除く。	保健福祉課
65	障がい者にやさしい住宅改良	補助対象者の日常生活の利便性をはかるため、居室、浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段等の改良に要する経費	個人負担額は1割 【限度額】700,000円	・ 65歳未満の身体障がい者（身体障害者手帳1～6級所持者）であって、身体障害者手帳4～6級所持者については独居者若しくは常時介護する者がいない者又は65歳未満であって、村長において支援が必要と認める者のいる世帯。 ・ 前年の所得税額の合算額が80,000円以下の世帯。	保健福祉課
66	高齢者にやさしい住宅改良促進	補助対象者の日常生活の利便性をはかるため、居室、浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段等の改良に要する経費	・ 個人負担額は1割 【限度額】700,000円	・ 65歳以上の高齢者であって、介護保険法第19条の規定により要介護若しくは要支援の認定を受けた者若しくは身体障がい者（身体障害者手帳1～3級所持者）又は村長において支援が必要と認める者のいる世帯。 ・ 前年の所得税額の合算額が80,000円以下の世帯。	保健福祉課
67	人工透析患者等通院交通費補助金	人工透析患者の通院に要する経費	通院距離に医療機関に通院した日数を乗じて得た数に障がい者支援事業実施要領に記載の長野県が定めるガソリン単価の1/10の額を乗じて得た額	じん臓の機能の障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者、又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者で、村内に1年以上住所を有する者。	保健福祉課
68	身体障害者用自動車改造助成事業	自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造助成することにより社会参加が見込まれる者の自動車の改造に直接要する経費	【限度額】一件あたり100,000円	・ 村に居住する18歳以上の者。 ・ 自らが所有、運転する自動車の手動装置等の一部を改造し、助成することにより社会参加が見込まれる者。 ・ 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。	保健福祉課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
福祉	69	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入に係る費用を助成する	基準額又は補聴器の購入にかかった費用のいずれか低い額の2/3の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に在住する18歳未満の者。</li> <li>・両耳の聴力レベルが70dB未満で身体障害者手帳の交付対象外であること。</li> <li>・社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。</li> </ul>	保健福祉課
	70	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児の福祉の向上を図るため、日常生活用具を給付する	規定する用具の給付に要する費用の負担額は、要綱に掲げる基準に基づく額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有する要綱に該当する者。</li> <li>・小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者。</li> <li>・児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者。</li> </ul>	保健福祉課
	71	家庭介護者慰労事業	家庭において重度心身障害者等の介護をしている者又は介護をしていた者に対して、その労をねぎらい激励するための慰労金	重度心身障害者等1人につき50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に6か月以上住所を有し、11月1日現在において重度心身障害者等と同居し介護している者であって、基準日前1年間に当該重度心身障害者等と同居し介護していた期間が6か月以上ある者</li> <li>・基準日においては重度心身障害者等と同居し介護していないが、村内に6か月以上住所を有し基準日前の介護期間の最終日から遡って1年間に、介護期間（前年度に慰労金の支給を受けた者にあつては、その年の10月31日以前の期間を除く。）が6か月以上ある者</li> </ul>	保健福祉課
	72	福祉金	1年以上喬木村に住所を有し、住民税非課税世帯に属する方を対象に「福祉金」を支給（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅の重度障がい者（支給額 20,000円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級・2級</li> <li>・療育手帳A1・A2</li> <li>・精神保健福祉手帳1級</li> <li>・障害年金1級、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当受給者</li> </ul> </li> <li>○母子家庭、父子家庭（支給額 10,000円）</li> </ul>		保健福祉課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
福祉	73	障害児自立支援給付利用者負担金支給	障害児が利用した自立支援給付サービス及び地域生活支援事業サービスの一部負担の支給	事業所等に支払われた自己負担額の1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喬木村に住所を有する者。</li> <li>・ 福祉サービス等を利用し自己負担が発生した障害児を養育している保護者。</li> </ul>	保健福祉課
	74	喬木村住所地特例者北部火葬場利用補助金	住所地特例死亡者の下伊那北部火葬場の利用料補助	下伊那北部火葬場に支払われた利用料金から、管内に住所を有する者の利用料金を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10歳以上の住所地特例死亡者である場合は30,000円</li> <li>・ 10歳未満の住所地特例死亡者である場合は20,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喬木村に住民登録していた方が北部地区以外の特別養護老人ホーム等へ入所するため住所を移し、入所後に死亡した方が下伊那北部火葬場において火葬に付され、北部地区以外のその他の者の欄の利用料金を支払った方。</li> </ul>	保健福祉課
環境	75	生活環境整備美化	ゴミステーションとして必要な用地取得に要する経費又は建物、修繕等に要する経費	総経費の1/2以内		建設環境課
			ゴミステーション監視用カメラ購入及び設置に要する経費	総経費の1/2以内 【限度額】 100,000円		
			生ゴミ処理機の購入に要する経費	総経費の1/2以内 【限度額】 50,000円		
76	猫の不妊去勢手術費補助	猫の不妊手術又は去勢手術に要した費用	1頭につき対象費用の30% 【限度額】 5,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喬木村内に住所を有する個人、団体又は喬木村内で活動する団体が対象</li> <li>・ 飼い猫、野良猫のどちらも対象。ただし、野良猫の場合は、耳カット等手術済みであることがわかる施術を同時に受けることが必要</li> <li>・ オス、メス同額</li> <li>・ 類似した他の補助金の交付を受けた場合は、手術費用から他の補助金を控除した額で補助金額を算定</li> </ul>	建設環境課	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
環境	77	ゼロカーボン推進補助	太陽光発電設備の設置に要した費用	1kW当たり40,000円 【限度額】300,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度以降の設置契約であること</li> <li>・村税の滞納がないこと</li> <li>・設置にあたり建築基準法その他関係法令の規定に違反していないこと</li> <li>・全量売電を行う施設でないこと</li> </ul>	建設環境課
			蓄電池の設置に要した費用	対象経費の1/3 【限度額】300,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度以降の設置契約であること</li> <li>・村税の滞納がないこと</li> <li>・設置にあたり建築基準法その他関係法令の規定に違反していないこと</li> <li>・ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業対象製品に登録されていること</li> <li>・自己所有の太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであること</li> </ul>	
			太陽熱温水器の設置に要した費用	対象経費の1/3 【限度額】150,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度以降の設置契約であること</li> <li>・村税の滞納がないこと</li> <li>・設置にあたり建築基準法その他関係法令の規定に違反していないこと</li> </ul>	
			EV・PHEVの購入またはリースに要した費用	1kWh当り10,000円 【限度額】200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度以降の購入契約であること</li> <li>・村税の滞納がないこと</li> <li>・未使用車であること</li> <li>・クリーンエネルギー自動車（CEV）導入促進補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録された電気自動車又はプラグインハイブリット自動車であること</li> <li>・自動車検査証記録事項の使用の本拠が喬木村内であること</li> <li>・カーリース契約による借用、もしくは残価設定型クレジット契約による購入の場合は、契約締結から交付申請時までの間に交付相当額以上のリース料もしくは返済金の支払いを終えた車両であること</li> </ul>	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
有害鳥獣	78	有害鳥獣対策 【R8一部拡充】	サル・クマ・イノシシ・シカ・カラス・ハクビシンを捕獲した経費	サル 1頭 20,000円 クマ 1頭 50,000円 イノシシ 1頭 25,000円 シカ 1頭 25,000円 カラス 1羽 3,000円 ハクビシン 1頭 1,000円	・捕獲した現場は原則として村長の確認を受けること。 ・猟期は除く。	建設環境課
	79	鳥獣被害対策実施隊員の確保対策	有害鳥獣駆除従事者免許取得に係る経費	初心者準備講習会・初心者狩猟免許試験・有害鳥獣駆除従事者資格者講習会の全額	初年度に限る。	建設環境課
			猟銃所持者に係る経費	猟銃所持に係る経費の一部 ・新規所持者 20,000円 ・既所持者 5,000円	鳥獣被害対策実施隊員に限る。	
			有害鳥獣見回り出役に係る経費	見回り 1回につき 1人1,000円	鳥獣被害対策実施隊員に限る。	
道路	80	生活道路整備事業補助金	舗装工事・側溝工事・道路擁壁工事（新設又は補修、改築若しくは補強）	1路線当たり200,000円以上1,000,000円以下を事業対象とする。 事業費の65%以内	・生活道路であること。※法定外道路を対象とし、村道は対象外。 ・生活道路の維持管理は沿線住民が継続的に行うことが明確であること。	建設環境課
	81	村道新設改良及び維持管理（材料支給）	幹線村道、その他村道、法定外の村道	【限度額】200,000円	軽易な道路の維持修繕に係る資材経費 ※労務費は対象外	建設環境課
	82	草刈機購入補助金 【R8新規追加】	草刈機の購入費用	対象経費の50%（1,000円未満切捨て） 【限度額】200,000円	・区又は自治会が対象 ・自走式草刈機、刈払機が対象機材 ・助成回数は、1団体につき年度内1回まで	建設環境課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
農業	83	農地流動化対策補助金	30a以上の経営面積を有する者又は新規就農者が、5年以上の利用権設定（賃借権）した農用地に係る初年度の経費	10/10以内 【限度額】10a当たり10,000円以内（認定農業者、または営農団体の長20,000円以内）	・農振以外も対象 ・一般農家も対象 ・新規就農者とは、就農後5年以内の者をいう。	産業振興課
	84	小規模土地改良事業補助金	農業生産の向上を図るための整備経費	事業費の20%以内（認定農業者40%以内） 【限度額】200,000円	・国及び県の補助対象にならない事業で1事業100,000円以上 ・地元農業委員による意見書の添付	産業振興課
			農地を再生するための抜根に係る経費	10/10以内 【限度額】10aあたり50,000円	地元農業委員による意見書の添付	
	85	遊休農地利活用対策補助金	永年作物（景観作物は除く）の苗木、そば、小麦、大豆及び飼料作物の種子並びに産地資金指定品目の購入に要する初年度の経費	改植20%以内（認定農業者40%以内）、遊休地への作付の場合30%以内（認定農業者50%以内）、中山間地域等における栗の作付の場合50%以内 【限度額】100,000円	・対象農用地が概ね1a以上 ・改植も対象 ・地元農業委員による意見書の添付 ・産地資金指定品目とは、南信州地域農業再生協議会が定めた品目をいう ・中山間地域等とは、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会が認定した地籍をいう	産業振興課
			3名以上の団体が行う景観作物の栽培に係る経費	10/10以内 【限度額】10aあたり50,000円	地元農業委員による意見書の添付	
	86	有害鳥獣防護柵設置補助金 【R8内容拡充】	有害鳥獣の農地への侵入防止柵設置に要する経費	資材費の50%以内 【限度額】150,000円  3戸以上で共同設置の場合は60%以内 【限度額】設置者数に150,000円を乗じた額	・被害の想定される農地又はそのおそれのある農地に限定 ・地元農業委員による意見書の添付	産業振興課
87	新規就農者住宅支援補助金	新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費	【限度額】月額10,000円 就農開始後3年間	・喬木村により青年等就農計画が認定され就農していること ・対象経費の始期は居住後とし、賃料が月額30,000円以上の住宅であること（親族から賃貸借する場合を除く）	産業振興課	

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
88	帰農塾受講助成	県及びJAが実施する帰農塾受講費用の助成	1戸あたり受講料の10/10	受講修了証（写し）の添付	産業振興課
89	農業後継者資金利子補給事業	担い手農業者が農業経営の向上を図るための借入金の償還に係る経費	研修中の2年間と研修終了後の1年間	一人あたりの借入額2,000,000円以下	産業振興課
90	認定農業者育成確保資金利子補給事業	認定農業者が農業経営の体質強化を図るための借入金の償還に係る経費	利子補給年利0.5%以内、対象期間15年以内		産業振興課
91	営農団体設立支援補助金	5戸以上による営農団体の長が、営農計画に沿って新たに遊休農地を5年以上利用権設定（賃借権）した農用地に係る経費	【限度額】10aあたり50,000円（年度末の事業報告と次年度計画による実績補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画が村（農業振興協議会）に認定されること</li> <li>・地元農業委員による意見書の添付</li> <li>・年1回農業委員会における活動発表を行う</li> </ul>	産業振興課
92	営農団体種子購入費用補助金	3戸以上で共同管理する農用地にそば、小麦、大豆、飼料作物その他村が認定した推奨作物を播種する場合の初年度の種子経費	種子費用の30%以内 【限度額】30,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農用地が概ね10a以上</li> <li>・村が認定した推奨作物とは、農業技術者連絡協議会が認定した作物をいう</li> <li>・地元農業委員による意見書の添付</li> </ul>	産業振興課
93	農業用機械リース費用補助金	機械リースに係る経費	10/10以内 【限度額】10aあたり3,000円（3戸以上で共同管理する農用地の場合5,000円、5戸以上の営農団体の場合8,000円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象農用地が概ね1a以上（3戸以上は10a以上、5戸以上は20a以上）</li> <li>・地元農業委員による意見書の添付</li> </ul>	産業振興課
94	土壌分析等導入支援事業補助金	農業委員会が認定した土壌分析及び堆肥分析並びに施肥設計に係る経費	事業費の50%以内。ただし、送料は除く。 【限度額】50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農業委員による意見書の添付</li> <li>・堆肥分析の対象となる堆肥は、農業委員会が認定した堆肥に限る</li> </ul>	産業振興課
95	環境モニタリング機器導入費用補助金	環境モニタリング機器導入に係る経費	事業費の20%以内（認定農業者40%以内） 【限度額】100,000円	地元農業委員による意見書の添付	産業振興課
96	農業用機械購入補助金	認定農業者又は10a以上農地を所有（貸借）している50歳以上の農業者が農業用機械購入に係る経費	事業費の10%以内 【限度額】200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農業委員による意見書の添付</li> <li>・車両は農業用小型特殊車両に限る</li> </ul>	産業振興課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
97	農業用施設 設置費用補助金 【R8内容拡充】	パイプハウスの新設及び増設 に係る経費（工事費は除く）	設置経費又は設置補助残の20% 以内。 【限度額】300,000円  認定農業者の場合は30%以内 【限度額】500,000円（中山間 地域等は1,000,000円）	・地元農業委員による意見書の添付 ・中山間地域等とは、富田、大和知、氏 乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会 が認定した地籍をいう。	産業振興課
98	農作物等災害対策補助 金	自然災害を未然に防止するた めに設置する防風、防霜資材 及び保温資材（既に設置した 保温フィルム等を重層的に被 覆する資材部分に限る）	資材費の20%以内 【限度額】60,000円	地元農業委員による意見書の添付	産業振興課
99	農作物災害緊急対策事 業	村が別に定める自然災害によ り被災した農作物の緊急防除 に要する薬品代	薬品代の1/4以内		産業振興課
100	防霜ファン設置費用補 助金	防霜ファンの設置に要する経 費	防霜ファンを設置する圃場の 面積10aあたり100,000円以内 ※1,000円未満切捨		産業振興課
101	果樹共済加入 推進対策補助金	果樹共済に係る共済掛金・賦 課金の経費	掛金・賦課金の20%以内 ※100円未満切捨		産業振興課
102	農業経営収入保険 加入促進対策	農業経営収入保険に係る掛捨 て保険料に要する経費	掛捨て保険料の30%以内 ※100円未満切捨		産業振興課
103	園芸施設共済 加入促進対策	園芸施設共済に係る共済掛 金・賦課金の経費	掛金・賦課金の20%以内 ※100円未満切捨		産業振興課
104	野菜価格安定 対策補助金	野菜価格安定基金積立金の経 費	積立金の20%以内 ※100円未満切捨		産業振興課
105	飼養家畜へい獣処理支 援補助金	飼養家畜のへい獣処理に係る 経費	牛1頭あたり15,000円以内 豚1頭あたり5,000円以内	法定伝染病は除く	産業振興課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
農業	106	豚熱ワクチン接種支援事業	豚熱ワクチン接種にかかる手数料（家畜伝染病予防法に基づく手数料）	接種手数料の50%以内	・村の住民基本台帳に登録され、村内に居住していること ・豚熱ワクチン「注射申請書」（写し）の添付が必要	産業振興課
	107	農業用設備固定費支援事業	村内のハウス及びその付随する生産設備の償却資産に係る固定資産納税	年度ごと納入した償却資産に係る固定資産税の80%以内	新設した設備で取得後5年間に限る	産業振興課
	108	農業用施設等整備補助金	農業に供する農業施設（ため池・農道含む）及び水路の工事（新設又は補修、改築若しくは補強）	1箇所当たり200,000円以上1,000,000円以下を事業対象とする。 事業費の65%以内	・受益戸数2戸以上であること。 ・農業用施設等の維持管理は受益農業者が継続的に行うことが明確であること。	建設環境課
	109	農業用施設等の新設改良及び維持管理（材料支給）	農道・用排水路等	【限度額】200,000円	受益者（区長又は区）が施工する軽易な工事に要する資材経費。受益面積0.1ha以上。 ※労務費は対象外。	建設環境課
地域活性化	110	地域活性化施設補助金	活性化施設の計画、建設及び基盤整備・区画整理等に要する経費で、300,000円を超えるもの	事業費の1/3以内 【限度額】1,000,000円		産業振興課
	111	グリーンツーリズムの推進事業補助金	旅館業経営許可手数料（簡易宿所営業許可に係るものに限る。）	1件20,000円		産業振興課
	112	活性化創造支援金	区、自治会、活性化団体が自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む創造的な事業	・ハード事業2/3以内 【限度額】500,000円 ・ソフト事業3/4以内 【限度額】300,000円		企画財政課
	113	元気づくり支援金	公共的団体等が自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業	・ハード事業2/3または3/4以内 ・ソフト事業3/4または4/5以内 どちらも補助額300,000円以上	長野県地域発 元気づくり支援金交付要綱、及び交付要領による。	企画財政課（長野県）
	114	磐田市との友好交流	村内で活動する5名以上で組織する団体が磐田市を訪問し、又は受け入れる事業に要する経費（食糧費を除く。）	事業費の50%以内 【限度額】50,000円		企画財政課

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
地域活性化	115	喬木村公民館自主企画講座・分館出前講座事業支援補助金【R8新規追加】	村民自らが企画立案した講座や学習会・イベント等を実施するに当たり要する経費	【限度額】50,000円	自主的に企画立案し広く参加者を募って実施する事業、また公民館各分館が地区住民のために実施する講座、学習会等	教育委員会
林業	116	森林整備推進	森林整備（植栽、地拵え、下刈り、枝打ち、獣害防除、除伐、保育間伐、搬出間伐、更新伐及び作業道整備等）に要する経費	補助事業は標準経費の3/10以内 その他の委託作業は事業費か標準経費のいずれか少ない額の3/10以内		建設環境課
			上記以外の森林保護整備用資材購入に要する経費	資材購入費の60%以内	10 a あたり60本以内	
	117	松くい虫防除対策	くん蒸処理に要する経費	事業費の20%以内 【限度額】30,000円	松くい虫被害の防除とまん延防止	建設環境課
			焼却処理に要する経費	事業費の20%以内 【限度額】30,000円		
			地上薬剤散布に要する経費	薬剤費の50%以内		
樹幹注入に要する経費	薬剤費の30%以内 【限度額】30,000円					
118	まつたけ環境整備	森林所有者が実施計画に基づき行う環境整備事業に要する経費	1 ha 当たり60,000円	間伐、除伐、枝打ち、下刈り、柴かき等が対象事業	建設環境課	

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
林業	119 竹林整備推進	国県の補助事業による竹林の間伐等整備に要する経費のうち、実行経費から国県の補助金を差し引いた額	対象経費の100%	間伐の場合は1㎡以下となるよう伐採し、伐採した竹は竹林内から搬出を原則	建設環境課
		上記以外の竹林の間伐等整備に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人で伐採する場合</li> <li>1年目 10a当たり50,000円</li> <li>2～5年目 10a当たり30,000円</li> <li>業者委託で伐採の場合</li> <li>実行経費の1/2以内</li> </ul> <b>【限度額】</b> 50,000円		
		地域で行う竹林整備に要する経費	1年目 1㎡当たり 300円 2～3年目 1㎡当たり 200円 4～5年目 1㎡当たり 100円 <b>【限度額】</b> 1年目 300,000円 2～3年目 200,000円 4～5年目 100,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>区、自治会、隣組等補助金の交付は5年目まで</li> <li>間伐の場合は1㎡あたり1本以下となるよう伐採し、伐採した竹は竹林内から搬出を原則</li> </ul>	
商工業	120 商工業地域総合振興事業補助金	商工会が行う商工業振興事業に対する経費	事業費の20%以内 <b>【限度額】</b> 200,000円	食料費、旅費賃金及び経営指導に関する経費は除く。	産業振興課
	121 小規模事業者経営改善資金利子補給事業	株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を受けた者に対する借入金の償還に係る経費	利子補給年利1%以内 対象期間2年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>村内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者</li> <li>村税を完納している者</li> <li>申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。</li> </ul>	産業振興課
	122 工場等生産設備取得補助金	村内に有する工場等内に新たに償却資産の取得設置に対する経費	取得した償却資産（機械及び装置に限る。）に係る初年度分の固定資産税年税額相当額 <b>【限度額】</b> 3,000,000円	(1) 償却資産の取得額が1台3,000,000円以上 (2) (1)の合計取得価格が5,000,000円以上	産業振興課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課	
商 工 業	123	展示商談会等出展事業補助金	製造業が参加する展示商談会等の経費	小間料の1/2 【限度額】 1回につき100,000円		産業振興課
	124	後継者資金利子補給事業	喬木村商工振興資金融資あっせん規則により後継者資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費	利子補給 貸付利率の1/2以内 対象期間 5年以内	申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。	産業振興課
	125	経営革新資金利子補給事業	喬木村商工振興資金融資あっせん規則により経営革新資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費	利子補給 貸付利率の1/2以内 対象期間 7年以内	申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。	産業振興課
	126	創業支援資金利子補給事業	喬木村商工振興資金融資あっせん規則により創業支援資金の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費	利子補給 貸付利率の1/2以内 対象期間15年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の提出については喬木村商工会長が申請者に代わって行うことができる。</li> <li>村税を完納している者</li> </ul>	産業振興課
	127	経営健全化資金利子補給事業	長野県の経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費 長野県の経営健全化支援資金（経営安定対策）の貸付けを受けた者に対する借入金の償還に係る経費	利子補給 貸付利率の1/2以内 対象期間 5年以内		産業振興課
	128	伝統的工芸品産業地域内循環支援事業上乗せ補助金	阿島傘製造者が製造する物品の購入費及び賃借費	対象経費の1/4以内 【限度額】 50,000円	長野県伝統的工芸品産業地域内循環支援事業補助金（I型）の交付を受けた者	産業振興課
	129	喬木村伝統的工芸品産業支援事業補助金 【R8新規追加】	阿島傘（長野県伝統的工芸品）の魅力発信及び知名度向上に資する経費	阿島傘（長野県伝統的工芸品）の魅力発信及び知名度向上に資する経費対象経費の1/2以内・上限50,000円	県内事業者に限る	産業振興課

No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
商 工 業	130 知的財産権取得事業補助金	(1) 特許法第195条第2項に規定する手数料（同法別表に規定するの特許出願をする者及び出願審査の請求をする者が納付しなければならないものに限る。）又は実用新案法第54条第2項に規定する手数料（同法別表の実用新案登録出願をする者が納付しなければならないものに限る。）	補助対象経費の1/2 【限度額】1つの知的財産権につき150,000円	村内に事業所を有し、事業を営む者	産業振興課
		(2) 弁理士への報酬（成功報酬を除く。）及び経費		村税を完納している者	
	131 商工業人材育成事業補助金	(1) 国、県、大学又はこれに準じる機関が行う研修会等 (2) 企業グループ等が実施する研修会等で村商工業振興に有益と認められるもの (3) その他の研修会等で村長が商工業振興に有益と認めるもの	対象経費の1/2 【限度額】一事業所において一年度につき50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に事業所を有し、事業を営む者</li> <li>・村税を完納している者</li> </ul>	産業振興課
	132 喬木村創業支援事業補助金	確定申告書に計上された繰延資産償却費（開業費）および減価償却資産（初期投資）	【限度額】 創業初年度は400,000円 2～3年度は300,000円 開業から3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人は村内居住、法人は主たる事業所村内</li> <li>・特定創業支援事業で、喬木村創業支援事業計画に記載されている</li> <li>・青色申告</li> <li>・商工会へ加入</li> <li>・村税を完納している者</li> <li>・その他不適切な業種（暴力団、性風俗）、フランチャイズ、農林漁業、宗教団体等でない</li> </ul> 上記要件すべてを満たすこと	産業振興課
	133 喬木村人材確保支援事業補助金交付要綱	有償型インターンシップを活用し10日間以上職業体験をした学生の賃金補助および、受け入れをした事業所の指導費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用賃金補助 3/10 【限度額】50,000円</li> <li>・指導費 30,000円 各年度1回</li> </ul>	【指導費】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に事業所を有し、事業を営む者</li> <li>・村税を完納している者</li> <li>・暴力団、宗教団体、宗教法人でないこと</li> </ul> 【雇用賃金補助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、短大、高校、専門学校等在学中10日間以上実施</li> </ul>	産業振興課
134 喬木村職人技能後継者育成支援事業補助金 【R8新規追加】	事業者が後継者に支払う人件費（賃金、給与等）及び社会保険料に相当する経費	一人当たり月額50,000円（上限）	雇用から3年以内	産業振興課	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
上下水道・浄化槽	135	合併処理浄化槽設置及び修繕整備	村長の定める地域内において合併浄化槽を新規又は更新設置するに要する経費	<p>○新規設置 更新設置に要する費用に相当する額の10/10以内 【限度額】 （5人槽） 332,000円 （7人槽） 414,000円 （10人槽） 548,000円 ※国庫基準額(循環型社会形成推進交付金交付金取扱要領別表3区分1 浄化槽)に準じる</p>	<p>○補助金を交付しない場合 ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく届出、確認を行わずに新規又は更新設置するもの ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・村が定めた下水道計画地区内の住宅に新規又は更新設置する者 ○補助の要件 ・更新する場合、設置から20年を経過し、かつ、設置業者が修繕不能と認めたもの ・法定検査を受けているもの</p>	建設環境課
			村長の定める地域内において合併浄化槽本体又は付帯設備を修繕するに要する経費	<p>○更新設置 更新設置に要する費用に相当する額の8/10以内 【限度額】 （5人槽） 700,000円 （7人槽） 800,000円 （10人槽） 1,000,000円 ※更新のため算定した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。</p>		
			村長の定める地域内において合併浄化槽本体又は付帯設備を修繕するに要する経費	<p>修繕に要する費用に相当する額の2/3以内 【限度額】 150,000円（本体） 30,000円（付帯設備） ※算定した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。</p>	<p>○補助金を交付しない場合 ・浄化槽法及び建築基準法に基づく届出、確認を行わずに設置したもの ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・村が定めた下水道計画地区内の住宅に設置したもの ・法定検査を受けていないもの ○補助の要件 ・対象となる修繕に要する費用は5,000円以上とする。 ・送風機の修繕は、使用開始から2年経過しているもの</p>	

	No.	補助金等制度名	対象経費	補助率／補助金額／限度額	補助要件	担当課
上下水道・浄化槽	136	浄化槽法定検査分負担	浄化槽法第11条に規定される年1回の定期検査経費	検査費用5,000円（一般家庭の例。規模による異なる）を公費により負担 （村から長野県浄化槽協会へ直接支払方式による）	合併処理浄化槽設置者	建設環境課
	137	下水道等排水設備資金及び合併処理浄化槽設置の促進	融資あっせん要綱に基づいて金融機関から借り受けた資金に対して支払った利子	借入年利率の1/2で計算して得た額（1/2が3%を超えるときは3%で計算して得た額）	・利子補給金の申請、請求及び受領は金融機関が行う。 ・交付申請 3月1日～8月末日分 9月10日 9月1日～2月末日分 3月10日	建設環境課
	138	低宅地排水ポンプ設備設置	下水道の処理区域で施工される ①排水ポンプ設備工事及びこれに伴う電気設備工事 ②ポンプピット築造工事に要する経費	一の排水ポンプ設備に対し、150,000円	・地形上、自然流下が困難な箇所であること ・公共下水道等の処理区域であること ・排水設備及び排水ポンプ設備によって全ての公共下水道等に排除する工事が行われること ・排水ポンプ設備は私有地に設置されるものとし、工事の施工について土地所有者の承諾又は同意を得られていること ・申請する者に村民税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと	建設環境課
	139	水道事業給水装置工事の促進	水道事業給水工事に要する経費	工事費より500,000円控除した残額の50%以内	・新規加入者であること ・村で指定した給水管路で量水器まで ・工事費の算出は喬木村給水装置工事参考価格表による。 ・量水器までの工事費が1戸当たり500,000円以上	建設環境課
	140	特定水道施設設置整備	特定水道施設の設置に要する費用 （水源から配水槽までの設置に要する費用に相当する額）	工事費の1/2 【限度額】500,000円	特定水道施設は、喬木村水道事業給水区域外における生活飲料水確保のための個人水道施設	建設環境課
	141	宅内加圧ポンプ設置	宅内加圧ポンプ設置経費	加圧ポンプ、受水槽設置経費の1/2以内 【限度額】250,000円	・水道使用料の滞納がないこと ・集合住宅は除く	建設環境課